

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年7月8日（平成28年（行情）諮問第456号）

答申日：平成28年10月26日（平成28年度（行情）答申第486号）

事件名：仙台保護観察所において実施している「特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇」について記載された文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「貴庁において実施している「特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇」（貴庁ホームページ上の『保護観察の方法』から引用）について記載された一切の行政文書 ※ 「一切の行政文書」とは、上記処遇の内容が網羅的かつ簡潔的に把握できる点において法施行令13条2項の規定の適用上、一件の行政文書（1件の開示請求）として観念されるべきすべての行政文書を指す。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、別紙の1に掲げる4文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、仙台保護観察所長（以下「処分庁」という。）が平成28年3月24日付け仙保観企第67号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。本件一部開示決定について、次の観点から審査を求める。

(1) 対象文書の探索および特定の当否。すなわち、法施行令13条2項（とりわけ、同項2号）の規定により1件の行政文書とみなされるべき行政文書が正しく特定されたか否か。

(2) 一部開示の当否。すなわち、不開示部分が法5条4号に該当するか否か。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件部分開示決定の経緯

本件開示請求は、審査請求人が、平成28年1月19日付けの行政文書開示請求書により、請求する行政文書の名称等を「貴庁において実施し

ている「特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇」（貴庁ホームページ上の『保護観察の方法』から引用）について記載された一切の行政文書」として行われたものである。

これに対し、処分庁は、同年2月10日付けの求補正書により、請求の趣旨に該当する行政文書として、以下の①から⑬の16件を提示した。また、請求件数は4件（①ないし⑥で1件，⑦ないし⑩で1件，⑪及び⑫で1件，⑬ないし⑯で1件）となり、開示請求手数料は1,200円となるが、同年1月19日付けで審査請求人から受領した開示請求手数料が300円分であり、900円分が不足していたことから、不足分の納付について連絡した。

- ① 平成20年5月9日法務省保観第349号 暴力防止プログラムを活用した保護観察の実施について（通達）
- ② 平成20年5月9日法務省保観第350号 暴力防止プログラム実施要領の運用上留意すべき事項等について（通知）
- ③ 平成22年9月21日法務省保観第451号 「暴力防止プログラムを活用した保護観察の実施について」の一部改正について（通達）
- ④ 平成22年9月21日法務省保観第452号 「暴力防止プログラム実施要領の運用上留意すべき事項等について」の一部改正について（通知）
- ⑤ 平成27年3月11日法務省保観第5号 「暴力防止プログラムを活用した保護観察の実施について」の一部改正について（通達）
- ⑥ 平成27年3月11日法務省保観第6号 「暴力防止プログラム実施要領の運用上留意すべき事項等について」の一部改正について（通知）
- ⑦ 平成22年9月14日法務省保観第438号 飲酒運転防止プログラムを活用した保護観察の実施について（通達）
- ⑧ 平成22年9月14日法務省保観第439号 飲酒運転防止プログラム実施要領の運用上留意すべき事項等について（通知）
- ⑨ 平成26年5月13日法務省保観第45号 「飲酒運転防止プログラムを活用した保護観察の実施について」の一部改正について（通達）
- ⑩ 平成26年5月13日法務省保観第46号 「飲酒運転防止プログラム実施要領の運用上留意すべき事項等について」の一部改正について（通知）
- ⑪ 平成27年11月11日法務省保観第110号 薬物再乱用防止プログラム等実施要領の制定について（通達）
- ⑫ 平成27年11月11日法務省保観第111号 薬物再乱用防止プログラム等実施要領の運用上留意すべき事項等について（通知）
- ⑬ 平成20年5月9日法務省保観第345号 性犯罪者処遇プログラム

を活用した保護観察の実施について（通達）

- ⑭ 平成20年5月9日法務省保観第346号 性犯罪者処遇プログラム実施要領の運用上留意すべき事項等について（通知）
- ⑮ 平成22年9月21日法務省保観第449号 「性犯罪者処遇プログラムを活用した保護観察の実施について」の一部改正について（通達）
- ⑯ 平成22年9月21日法務省保観第450号 「性犯罪者処遇プログラム実施要領の運用上留意すべき事項等について」の一部改正について（通知）

これに対し、審査請求人から、平成28年2月13日付けで、⑬ないし⑯の行政文書を請求する旨の回答を得た。

処分庁は、⑭の行政文書には、性犯罪者処遇プログラムの実施対象となる保護観察対象者の評価項目及び評価の着眼点が記載されており、これを公にすることにより、適切な評価に基づく保護観察処遇に支障を及ぼすおそれがあると認められ、その結果、保護観察対象者の改善更生及び再犯防止が妨げられ、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号に該当するため、本文書のうちこれらに該当する情報が記載されている部分を開示しないこととし、同年3月24日付けの行政文書開示決定通知書をもって部分開示決定を行い、その旨を審査請求人に通知したものである。

2 審査請求人の主張

審査請求人は、平成28年4月10日付けの審査請求書により、前記1の部分開示決定について、以下の2点に疑義があるとし、本件処分の取消しを求める趣旨の審査請求を行ったものである。

- (1) 対象文書の探索及び特定について、法施行令13条2項2号の規定により1件の行政文書とみなされるべき行政文書が正しく特定されたか否か。
- (2) 不開示部分が法5条4号に該当するか否か。

3 部分開示決定の妥当性

- (1) 本件開示請求書中の請求する行政文書の名称等に記載された「特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇」とは、更生保護法（平成19年法律第88号）51条2項4号に規定する「医学，心理学，教育学，社会学その他の専門的知識に基づく特定の犯罪的傾向を改善するための体系化された手順による処遇として法務大臣が定めるもの」を指すと解されるものであり、その内容としては、平成20年法務省告示第219号（以下「告示219号」という。）において、「性犯罪者処遇プログラム」，「薬物再乱用防止プログラム」，「暴力防止プログラム」及び「飲酒運転防止プログラム」の4つが定められている。

これらのプログラムについて定めた行政文書は、前記1において①から⑯までに列挙したもののみであり、また、これらのプログラムは、それぞれ対象、処遇内容等を異にする、別個独立したものである。

以上のことから、処分庁が、請求の趣旨に該当する行政文書として前記1掲記の①ないし⑯を特定したこと及び当該複数の行政文書の請求件数をプログラムの種別ごとに、①ないし⑯で1件、⑦ないし⑩で1件、⑪及び⑫で1件、⑬ないし⑯で1件としたことは妥当である。

- (2) 処分庁が一部不開示とした⑭の行政文書には、前記1のとおり、性犯罪者処遇プログラムの実施対象となる保護観察対象者の評価項目及び評価の着眼点が記載されている。これを公にすることにより、これを見た保護観察対象者が、性犯罪者処遇プログラム受講時に良い評価を得ようとして、評価項目や評価の着眼点を意識した本心に基づかない言動を行うことが予想されるなど、適切な評価に基づく保護観察処遇に支障を及ぼすおそれがあると認められ、その結果、保護観察対象者の改善更生及び再犯防止が妨げられ、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。そのため、処分庁が、これらを法5条4号に該当する情報と認めたことには相当の理由がある。

4 結論

よって、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則3条の規定により適用される同法による全部改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）40条2項の規定により、本件審査請求を棄却することが相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 平成28年7月8日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月19日 | 審議 |
| ④ 同年10月4日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同月24日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「貴庁において実施している「特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇」（貴庁ホームページ上の『保護観察の方法』から引用）について記載された一切の行政文書 ※ 「一切の行政文書」とは、上記処遇の内容が網羅的かつ簡潔的に把握できる点において法施行令13条2項の規定の適用上、一件の行政文書（1件の開示請求）として観念されるべきすべての行政文書を指す。」の開示を求めるものである。

処分庁は、本件開示請求の対象となる文書として、別紙の2に掲げる1

6文書を提示し、そのうち審査請求人が対象文書の候補として選択した別紙の1に掲げる文書1ないし4（本件対象文書）を特定した上、その一部（以下「本件不開示部分」という。）を開示とする決定を行った。

これに対し、審査請求人は、法施行令13条2項（とりわけ2号）の規定により1件の行政文書とみなされるべき行政文書が正しく特定されたか否か、及び、本件不開示部分が法5条4号に該当するか否かにつき疑義があるとして原処分取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、文書特定の妥当性及び本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 文書特定の妥当性について

(1) 審査請求人は、法施行令13条2項2号の規定により1件の行政文書とみなされるべき行政文書が正しく特定されたか否かに疑義があるとしているところ、諮問書に添付された審査請求人作成の平成28年2月13日付け「回答書」によると、審査請求人は、文書1ないし4を対象文書の候補として選択していることから、当該4文書との関係において、法施行令13条2項2号の規定により1件の行政文書と認められる文書が外にあるのではないかとし、文書の特定につき争っているものと解される。

(2) そこで検討するに、当審査会事務局職員をして諮問庁に本件対象文書の請求件数の数え方について確認させたところ、特定の犯罪的傾向を改善するための処遇プログラムは、告示219号において「性犯罪者処遇プログラム」、「薬物再乱用防止プログラム」、「暴力防止プログラム」及び「飲酒運転防止プログラム」の4つのプログラムが定められているところ、各プログラムは、刑法上の異なる条文又は異なる法律に規定された犯罪（性犯罪、暴力犯罪等）を犯した者のうち、仮釈放者又は保護観察付執行猶予者に対して実施されるものであり、その内容は、それぞれの犯罪的傾向が有する問題点に着眼し、それぞれの犯罪的傾向に応じて、再犯防止のための具体的な方法の習得と犯罪的傾向の改善を目的としているものであることから、各プログラムは、その対象者及び処遇内容が異なった、連帯性のない別個独立したものとなっていることに鑑みてプログラムごとに1件と数えることとし、文書1ないし4については、「性犯罪者処遇プログラム」に係るものとして1件の行政文書とみなしたものであるとのことであり、この説明に特段不自然、不合理な点は認められず、これを首肯することができる。

(3) また、本件対象文書との関係において、法施行令13条2項2号の規定により1件の行政文書と認められて、本件開示請求の対象となる文書が外にないか否かについて、審査請求人は、上記「回答書」におい

て、「性犯罪者処遇プログラム」が対象となる文書に含まれると考えられる旨述べているが、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該プログラムについては、文書1に含まれる実施要領がこれに該当するとのことであり、本件対象文書と別に存在するものとは認められない。

- (4) その他、本件対象文書の外、本件開示請求の対象となる文書が存在すると認めるに足りる特段の事情は認められず、また、当審査会事務局職員をして諮問庁に当該文書の探索の方法及び範囲について確認させたところ、本件開示請求を受けた際、仙台保護観察所において、所内の書庫、事務室の書棚及びパソコンの共有フォルダ内を探索し、また、本件審査請求を受けた際にも同箇所を探索したが、その存在は認められなかったとのことであり、探索の方法及び範囲についても特段の問題があるとは認められない。
- (5) 以上のことから、仙台保護観察所において、本件対象文書の外に本件開示請求の対象となる文書に該当する文書を保有していないとの諮問庁の説明に不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

諮問庁の説明によると、その一部を不開示とされた文書は、文書2であるとのことであり、同文書中の、第4の2(5)「コア・プログラムの評価等」の本文全部(6ページ)、第4の3(1)「内容及び実施方法」の一部(6ページ)、第6の2の一部(8ページ)、性犯罪者処遇プログラムの実施対象となる保護観察対象者の評価項目や評価の着眼点等の表の一部(11ページないし14ページ、19ページ及び20ページ)の記載部分が本件不開示部分と認められるところ、本件不開示部分には、性犯罪者処遇プログラムの実施対象となる保護観察対象者に対する評価項目や評価を行う際の着眼点等が具体的に記載されていると認められる。

そうすると、本件不開示部分を公にした場合、保護観察対象者が評価項目に即した対応をするなどして、適切な評価に基づく保護観察処遇に支障を及ぼすおそれがあると認められ、その結果、更生保護法において規定されている、特定の犯罪的傾向を改善するという目的が妨げられ、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法5条4号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条4号に該当するとして不開示とした決定については、仙台保護観察所において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

1 本件対象文書

- 文書1 平成20年5月9日法務省保観第345号 性犯罪者処遇プログラムを活用した保護観察の実施について（通達）
- 文書2 平成20年5月9日法務省保観第346号 性犯罪者処遇プログラム実施要領の運用上留意すべき事項等について（通知）
- 文書3 平成22年9月21日法務省保観第449号 「性犯罪者処遇プログラムを活用した保護観察の実施について」の一部改正について（通達）
- 文書4 平成22年9月21日法務省保観第450号 「性犯罪者処遇プログラム実施要領の運用上留意すべき事項等について」の一部改正について（通知）

2 処分庁が提示した文書

- ① 平成20年5月9日法務省保観第349号 暴力防止プログラムを活用した保護観察の実施について（通達）
- ② 平成20年5月9日法務省保観第350号 暴力防止プログラム実施要領の運用上留意すべき事項等について（通知）
- ③ 平成22年9月21日法務省保観第451号 「暴力防止プログラムを活用した保護観察の実施について」の一部改正について（通達）
- ④ 平成22年9月21日法務省保観第452号 「暴力防止プログラム実施要領の運用上留意すべき事項等について」の一部改正について（通知）
- ⑤ 平成27年3月11日法務省保観第5号 「暴力防止プログラムを活用した保護観察の実施について」の一部改正について（通達）
- ⑥ 平成27年3月11日法務省保観第6号 「暴力防止プログラム実施要領の運用上留意すべき事項等について」の一部改正について（通知）
- ⑦ 平成22年9月14日法務省保観第438号 飲酒運転防止プログラムを活用した保護観察の実施について（通達）
- ⑧ 平成22年9月14日法務省保観第439号 飲酒運転防止プログラム実施要領の運用上留意すべき事項等について（通知）
- ⑨ 平成26年5月13日法務省保観第45号 「飲酒運転防止プログラムを活用した保護観察の実施について」の一部改正について（通達）
- ⑩ 平成26年5月13日法務省保観第46号 「飲酒運転防止プログラム実施要領の運用上留意すべき事項等について」の一部改正について（通知）
- ⑪ 平成27年11月11日法務省保観第110号 薬物再乱用防止プログ

ラム等実施要領の制定について（通達）

- ⑫ 平成27年11月11日法務省保観第111号 薬物再乱用防止プログラム等実施要領の運用上留意すべき事項等について（通知）
- ⑬ 平成20年5月9日法務省保観第345号 性犯罪者処遇プログラムを活用した保護観察の実施について（通達）
- ⑭ 平成20年5月9日法務省保観第346号 性犯罪者処遇プログラム実施要領の運用上留意すべき事項等について（通知）
- ⑮ 平成22年9月21日法務省保観第449号 「性犯罪者処遇プログラムを活用した保護観察の実施について」の一部改正について（通達）
- ⑯ 平成22年9月21日法務省保観第450号 「性犯罪者処遇プログラム実施要領の運用上留意すべき事項等について」の一部改正について（通知）